

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：常陸太田市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和18年9月18日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	常陸太田市	職員数 (H19. 4. 1現在)	24人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	105円 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	6,533
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	289
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.42 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	13.4 (H18)
		経常収支比率 (%)	93.4 (H17)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成16年12月1日 合併前市町村：常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村〕 平成19年度常陸太田地区と金砂郷地区の組織統合、金砂郷地区の監視盤の移設による施設監視体制の一体化により、人員2名削減。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	常陸太田市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	常陸太田市水道事業 常陸太田市長 大久保 太一
既存計画との関係	常陸太田市水道事業統合基本計画（平成17年度～平成32年度）
公表の方法等	広報誌及びホームページ
基本方針	可能な限りの経費節減が図られるよう、物件費の節減や「外部委託ガイドライン」を活用しながら事務事業の民間委託を推進するとともに、指定管理者制度の導入を推進する。水道事業としては、平成19年度に2つの水道事業の組織を統合し、経営の合理化を図ったが、今後は平成23年度の事業統合を目標として、より一層の経営健全化、合理化を推進していく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	163	250	41	454
	補償金免除額	22	46	7	75
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	35	93	1	129

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	162,961	250,352	12,628	425,941
	水道事業(金砂郷簡易水道分)			28,760	28,760
合 計 (A)		162,961	250,352	41,388	454,701
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		162,961	250,352	41,388	454,701

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業				
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	35,110	92,736	654	128,500
合 計 (A)		35,110	92,736	654	128,500
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		35,110	92,736	654	128,500

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	常陸太田地区水道事業と金砂郷地区水道事業の2つの水道事業で構成されている。常陸太田地区については独立採算できているが、金砂郷地区については地理的な理由により施設整備費用が高額であったため、給水原価が高く、一般会計からの補助を受けて近隣の水道料金との均衡を失ないようにしている。	
経営課題	課 題	料金の統一 供給単価は常陸太田地区が145円であるのに対し、金砂郷地区は198である。検針方法や納期限等の統一が必要である。
	課 題	会計の統一 現在それぞれの会計を合算している。事業統合により会計の一体化が必要である。
	課 題	新設浄水場の建設 災害等におけるリスクの分散、金砂郷久米地区の湯水対策と地下水の涵養のため、久慈川を水源とする新設浄水場の建設が必要である。
	課 題	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	86.5	85.7	84.9	83.0	84.7	83.0	86.2	87.2	87.2	88.1	
総収支比率(法適用)	(%)	104.5	104.2	104.2	101.8	101.8	102.9	100.1	100.4	97.6	101.8	
経常収支比率(法適用)	(%)	104.5	104.2	101.8	101.8	101.8	102.9	100.1	100.4	97.6	101.8	
営業収支比率(法適用)	(%)	113.2	111.0	106.7	102.7	105.0	105.1	108.2	107.4	108.8	116.8	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	12.2	13.6	14.7	14.7	12.7	14.1	12.5	11.6	11.7	11.3
	うち基準内繰入金	(%)										
	うち基準外繰入金	(%)	12.2	13.6	14.7	14.7	12.7	14.1	12.5	11.6	11.7	11.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	12.2	13.6	14.7	14.7	12.7	14.1	12.5	11.6	11.7	11.3
	資本的収入分	(%)	2.5	7.5	1.8	4.6	1.4	1.6	0.7	0.3	0.1	0.4
	うち基準内繰入金	(%)	1.5	2.3	1.8	0.4	1.4	1.6	0.7	0.2	0.1	0.4
	うち基準外繰入金	(%)	1.0	5.2		4.2				0.1		
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	金砂郷地区においては、山間地域の谷あいに住宅が点在しており施設整備等の建設コストが非常に高く、給水原価が299円となっている。近隣市町村とのバランスを考えて、現在の供給単価198円を維持していきたい。また、常陸太田地区において平成23年度に料金改正及び事業統合を予定している。
2 他会計繰入金の見込み	金砂郷地区においては平成4年度に法適用を行ったことにより、簡易水道統合のために施設整備をした分の減価償却費が膨大となり、経営努力をしてもなお赤字となってしまう部分については、一般会計からの繰入は継続し、現在の供給単価を維持していきたい。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度に新設浄水場を建設予定
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還の対象となる企業債を、すべて繰上償還することを前提として試算。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	社会経済情勢の変化を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲や施策の内容、手法を見直しながら、極力職員数の抑制に努め、行政のスリム化と行政水準の向上を図るための基礎となる定員管理の適正化を図る。
地方公務員の職員数の純減の状況	職員数については、定員管理適正化計画に基づき定員管理の適正化を図っており、平成19年4月1日現在の職員数は730人(計画達成率:37.0%)となっている。今後も高齢層職員に対する勤奨退職制度の維持と勤奨の推進、年齢構成バランスに配慮した退職者補充の抑制等により、平成19年度から平成23年度までの5年間で61人の職員削減を図る。 数値目標 760人(H17.4.1) 679人(H22.4.1) 10.7%(81人減) 実績 760人(H17.4.1) 730人(H19.4.1) 3.9%(30人減) } 公営企業、一般会計全体
給与のあり方	下記項目以外として、特殊勤務手当について、制度の趣旨に合致しないもの、その業務が本務であると判断されるものなどを平成19年度に給与適正化検討委員会において見直しを行い、平成20年度より21種類中19種類の特殊勤務手当を廃止することとしている。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国の給与制度に準拠し、平成18年4月1日から新給料表により平均4.8%の引下げ、昇給抑制措置(1号給抑制)を実施している。なお、地域手当については、従前から支給していない。 更に、人件費の削減策として、管理職手当の一律10%カット(4,502千円減)を実施した。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	(現状) ・平成19年度ラスパイレ指数は104.2(H18年度は107.7, H17年度は109.8) (取組状況) ・一般行政職だけでなく技能労務職も、特殊勤務手当について見直しを行い、平成20年度から適正化する。 ・「民間委託の推進、及び」定員管理適正化計画に基づく雇用抑制。 ・国に準じて給与制度を運用する。 ・平成18年度4月には平均4.8%減額となる給料表や高齢職員昇給抑制措置などを国に準じて導入し、職員給与の抑制を行っている。 (公表の時期) ・上記取組については平成20年2月に職員給与等の公表と併せて公表する。
退職時特昇等退職手当のあり方	・国に準じて平成18年度から退職時特別昇給制度を廃止した。
福利厚生事業のあり方	【見直し状況】 ・H17年度において一般会計から職員共済会への補助金の削減。 H16 1人当たり 17,000円(455人分 7,735千円) H17 1人当たり 7,000円(767人分 5,369千円) 【補助金の使用目的】 ・地方公務員法第42条に規定されている市が行うべき職員への福利厚生事業に充てている。 (福利厚生事業内容) 職員レクリエーション(地元お祭り参加等)事業 各種助成(球技大会への参加助成等)事業 保険加入(職員一人当たり動産50万円の火災保険加入等)事業 【福利厚生事業内容について】 ・補助金を充てている福利厚生事業内容については、その内容が適正かどうかを近隣市町村の状況を踏まえながら検討していく。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	可能な限りの経費削減が図られるよう、物件費の削減や「外部委託推進ガイドライン」を活用しながら事務事業の民間委託を推進するとともに、指定管理者制度の導入を推進する。また、PFIの導入に向けて、長期的視野に立った導入指針を策定する。
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	行財政改革の中で一層の徹底合理化を図る必要性から、物件費についても従来より厳しい予算査定を行い経費縮減に努めているが、今後も可能な限りの経費削減を図る。水道事業施設は工業用水道施設も兼ねて監視しており、最低限の経費での管理に努めている。さらに平成19年度は、金砂郷地区の監視盤を瑞竜浄水場に移設し、集中監視体制の構築を図った。今後は金砂郷地区との事業統合さらに簡易水道地域の給水も視野に入れた計画等により、市全体としての効率的な経営を検討していきたい。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	検針員及び集金人はすべて委託している。また浄水場の管理業務についても一部委託している。PFI方式については今後の検討課題とは考えている。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	コスト等に見合った料金水準への引き上げは、公営企業として検討していかなければならないものと認識している。しかしながら近隣との料金水準に均衡を失しないような配慮も加味して事業運営を図っていきたい。 金砂郷地区においては、経営の効率化に努めていくものの、地理的理由により給水原価が高くなってしまったため、供給単価を抑えるため一般会計から一定の補助を受けなければならない。常陸太田地区における第8次拡張事業において、新規に浄水場の建設を計画している。建設費用が多額になることから常陸太田地区の水道料金を引き上げ、現在の金砂郷地区の供給単価レベルでの料金の統一を図っていきたい。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	行財政改革を推進するためには市民の理解と協力が不可欠であることから、わかりやすい内容や方法を工夫し、広報紙やホームページなどを活用して積極的に市民に情報公開をするとともに、新たな行政評価システムの導入を図る。 広報誌や常陸太田市のホームページにおいて決算の状況等毎年掲載している。独自のホームページによる詳細な情報の公開を検討している。 ・新行政評価システムの導入...市総合計画の推進にあたり、PDCAによる適正な行財政運営を進めるため、実施計画における定量化の徹底と翌年度予算に評価を反映させることができる評価システムを平成19年11月から導入する。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成19年度に機構改革を行い、常陸太田地区と金砂郷地区の事務所の一体化を図り、さらに金砂郷地区の施設の監視盤を移設し、一体化したことにより、職員数を2名減員した。事業統合により、検針方法の見直し、料金・会計システムの見直しにより、更なる健全化に努めていきたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成23年度に予定している事業統合により、電算システムや料金システムの統一を図り、一層の事務処理の効率化を推進する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	経営の合理化に努め、一般会計からの繰り入れの減少に努めていくものの、金砂郷地区については給水原価が307.6円（平成17年度実績）と著しく高いため、近隣市町村の供給単価と均衡を失しないよう一般会計の繰り入れは継続していきたい。
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												25%
	改善額(料金の適正化) 1												264
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額	128	143	158	156	133		149	129	120	121	149	
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	182	195	209	196	183		173	178	178	178	178	
	改善額							10	10	10	10	10	50
	給与水準												
	改善額												
	その他()							2人減					
	改善額							10	10	10	10	10	50
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	27	28	27	27	26		24	24	24	24	24	
	増減数 (人)		1	-1		-1		-2					-2
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2							一般競争導入					
	改善額(縮減額)								15	15	15	15	60
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	6,726	6,634	6,534	6,588	6,533		6,758	6,968	8,514	10,489	10,574	
	増減		-92	-100	54	-55		225	210	1546	1975	85	
	計画前5年間改善額 合計												374
	改善額 合計												75
	(参考) 補償金免除額												75

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	51,903	51,648	51,330	51,069	50,684	50,025	49,992	49,958	49,922	49,885
年間総収水量 (千m ³)	5,594	5,539	5,588	5,581	5,545	5,580	5,857	5,922	5,988	6,057
公称施設能力 (m ³ /日)	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	24,600	29,600
1日最大配水量 (m ³ /日)	22,019	21,593	22,669	22,278	22,145	23,550	23,710	23,930	24,170	24,400
最大稼働率 (%)	89.5%	87.8%	92.2%	90.6%	90.0%	95.7%	96.4%	97.3%	98.3%	82.4%
供給単価 (円/m ³)	154	156	156	156	157	156	150	149	147	189
給水原価 (円/m ³)	178	182	184	188	185	184	176	174	177	213

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年度の機構改革により、生活環境部門に所属していた簡易水道事業を水道部所管とした。まず2つの上水道事業と2つの簡易水道事業を平成23年度を目途にそれぞれ事業統合し、その後水道事業と簡易水道事業の一体化を進めていく。